

さ情審査答申第30号
平成18年8月24日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成18年4月7日付けで貴職から受けた、汚染処理（汚染拡散防止措置）完了報告書（以下「本件対象行政情報」という。）の公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第7条第1項の規定により、公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、公開請求者が行った本件対象行政情報の公開請求に対し、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が平成18年3月22日付けで行った公開決定について、その取消しを求めるというものである。

実施機関は、本件公開請求に際し、公開請求に係る行政情報に異議申立人の情報が含まれることから、条例第16条第1項の規定に基づき、異議申立人に対して意見照会を行った上で、本件処分を行った。実施機関は、反対意見書を提出した異議申立人に対して同条第3項の規定に基づき、本件処分した旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見照会に対する反対意見書によると、おおむね以下のとおりである。

正当な企業活動や企業意志を不当に圧迫し阻害されるおそれがある。ま

た、取扱いの状況は「土壌汚染状況調査報告書」にて報告し、かつ、「汚染拡散防止計画作成報告書」に基づき汚染処理を完了させ、「汚染処理（汚染拡散防止措置）完了報告書」が収受され、更に地下水モニタリングまで実施した現在、これ以上にマンション建設に強く反対する極々限られた住民に不当にかき回されたくない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 異議申立ての理由については、本件処分と直接関係ない。条例は、行政情報の公開を求める市民の権利を保障するものであり、公開請求者がマンション建設に反対している等の理由により行政情報を非公開にすることは、不適法行為である。
- 2 特定施設等の設置状況に関する情報を公開することにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 条例第7条第3号アにおいては、公開請求権に対峙する利益として、法人等の事業活動上の正当な利益を保護し、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを非公開とすると定めている。

本件対象行政情報が、同条同号の「法人その他の団体に関する情報」であることは、明らかである。したがって、本件対象行政情報を公開することにより、異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかについて、判断することとする。

- 2 本件対象行政情報は、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号。以下「保全条例」という。）第79条第4項の規定により、異議申立人が特定有害物質取扱事業者として、当該特定有害物質取扱事業所に係る敷地の土壌の汚染の拡散防止措置が完了したことを、所定の書式により、さいたま市に提出した報告書である。

本件対象行政情報には、当該敷地における汚染の処理（汚染の拡散の防止の措置）の開始及び終了年月日並びに当該措置の概要及び結果が記録されている。

当該敷地の土壌の汚染の状況を調査した結果、一部区画において、保全条例第79条第2項に規定する土壌汚染基準を超えていたことから、異議

申立人が行った汚染の拡散の防止の措置に係る報告書であって、公益性の強い行政情報であると認められる。

- 3 条例第7条第3号アに規定する「正当な利益を害するおそれがある」というには、当該法人等の事業運営等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、その有している正当な利益が当該情報の公開によって具体的に侵害され又は侵害されるおそれがあることが客観的に認められる場合でなければならない。

異議申立人は、本件異議申立ての理由について、「当社の正当な企業活動や企業意志を不当に圧迫し阻害されるおそれがある」と主張しているが、本件処分によって具体的にどのような利益が不当に侵害され、又は侵害されるおそれがあるのかについての主張に欠けている。

また、条例第16条第1項の規定により実施機関が行った意見照会に対する異議申立人の反対理由としての所論も、本件処分と直接関係のない内容であって、これを採用することはできない。

- 4 前述のとおり、本件対象行政情報は、特定有害物質による土壌の汚染の拡散防止措置の概要や結果を記録した公益性の強い行政情報であって、秘匿性に乏しく、かつ、その内容から異議申立人の事業運営上の正当な利益に係る情報であると認めることはできない。したがって、本件処分によって、異議申立人の正当な利益が具体的に侵害され、又は侵害されるおそれがあることを客観的に認めることはできない。

以上のことから、当審査会は、本件対象行政情報が条例第7条第3号アの規定により非公開とする法人等に関する情報に当たらないと判断するものである。

- 5 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年 4月 7日	諮問の受理
②	同 年 4月28日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 6月15日	審議
④	同 年 7月20日	実施機関からの意見聴取及び審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)